

福井県警察術科技能検定規程

昭和29年10月30日
福井県警察本部訓令第15号

改正

昭和31年12月28日本部訓令第18号 昭和44年9月18日本部訓令第21号 昭和49年8月13日本部訓令第7号
平成9年8月18日本部訓令第10号 平成18年7月31日本部訓令第44号 平成24年3月29日本部訓令第11号

福井県警察術科技能検定規程を次のように定める。

福井県警察術科技能検定規程

(検定の根拠)

第1条 福井県警察における、逮捕術、けん銃操法及び救急法の技能検定は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）によるほか、この規程の定めるところによる。

(委員会の設置)

第2条 警察本部に逮捕術、けん銃操法及び救急法の各技能検定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 各委員会の委員長は、警務部長がこれにあたる。

3 委員は、下記の者をもってあてる。

(1) 逮捕術、けん銃操法、救急法共通の委員

教養課長

警察学校長

(2) 逮捕術の委員

本 部 逮捕術指導官

警察学校 逮捕術教官

(3) けん銃操法の委員

本 部 けん銃操法指導官

警察学校 けん銃操法教官

(4) 救急法の委員

本 部 救急法指導官

警察学校 救急法教官

4 委員長は、必要により各技能について、その検定の都度右以外の権威者を委員に委嘱することができる。

(委員会の事務)

第4条 委員会の事務は、教養課において処理する。

(検定の実施)

第5条 委員会は、随時技能検定を行うものとする。

2 技能検定は、初級より順次上位の級につき行うものとする。

3 技能検定の期日、場所、種目など実施上必要な事項は、その都度定める。

(受検者の報告)

第6条 所属長（警察学校入校中の者については、警察学校長）は、検定実施の5日前までに、技能検定受検者報告書（様式第1号）により受検者の報告をしなければならない。

(審査の実施報告)

第7条 委員会は、技能検定を実施したときは、その結果を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(合格証の授与)

第8条 本部長は技能検定に合格した者に対し、技能検定合格証書（様式第2号）を授与する。

(特別審査)

第9条 警察以外の機関において取得した各技能の資格は、この規程の定める基準に照し委員会の決定により相当級位の合格者とみなし、合格証書を授与する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年12月28日警察本部訓令第18号）

この規程は、昭和32年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月18日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和44年9月18日から施行し、昭和44年1月20日から適用する。

附 則（昭和49年8月13日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和49年8月15日から施行する。

附 則（平成9年8月18日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成18年7月31日警察本部訓令第44号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成24年3月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

「別記様式省略」